○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　号　大分市錦町三丁目三三八九番六から同市錦町三丁目四三八四番一まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡天塩町字サラキシ九一五番一から同町字サラキシ一五〇五番一まで	前	四九・九	四〇〇メートル
	後	五五・四	五三〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字興津一一七番一〇から同町字興津一一七番三まで	前	二一・九	九九メートル
	後	三五・六	八五メートル
北海道苫前郡苫前町字旭四三番一地内	前	二七・〇	一キロメートル
	後	三一・〇	七三キロメートル
北海道苫前郡苫前町字香川一五八番六から同町字香川一五七番五まで	前	四四・四	三六〇メートル
	後	四四・四	三六〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十四号　千歳市新川一八八〇番一から北海道夕張郡由仁町西三川四九五番まで　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二百七十七号　北海道二海郡八雲町鉛川四九一番四から同町鉛川四九八番一まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

国会事項

衆議院

議案提出

二月二十三日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

二月二十三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

議案撤回

二月二十三日次の議案は委員会において撤回を許可した。

一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（平井たくや外四名提出、第百七十九回国会衆法第一号）

質問書提出

二月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問主意書（木村太郎提出）

内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問主意書（赤澤亮正提出）

議員表彰

二月二十三日山岡賢次は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

参議院

議事日程

二月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十四年二月二十四日（金曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（平成二十二年度決算の概要について）

議案提出

二月二十三日衆議院から次の議案が提出された。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（衆第一号）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

議案受領

二月二十三日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第七九号、衆議院継続審査）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第八〇号、衆議院継続審査）

議案受領（予備審査）

二月二十三日衆議院から次の議案が送付された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第二号）

議案付託

二月二十三日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎発議）（参第二号）　総務委員会に付託

また、同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（衆第一号）　総務委員会に付託

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）　議院運営委員会に付託